

墨田区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年12月11日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第43号

墨田区心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例

墨田区心身障害者福祉手当条例（昭和48年墨田区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「進行性筋^い萎縮症」を「進行性筋萎縮症」に改める。

第3条第2項第1号中「前前年」を「前々年」に、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第5条第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか」に改める。

第9条の見出しを「（届出）」に改め、同条第3号中「前各号」を「前2号に掲げるもの」に改める。

第10条第3号中「前各号」を「前2号に掲げる者」に改める。

別表中「進行性筋^い萎縮症」を「進行性筋萎縮症」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第3条第2項第1号の規定は、平成31年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。